

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	当市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・収滞納システム ・千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)収納ファイル (4)滞納ファイル (5)給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 市民部 健康保険課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6136

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

不正に使用されるリスクへの対策は十分か		3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I. 4. ②	・「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」	削除	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②	(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、83、87、88、93、97、106、120の項)	(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、83、87、88、93、97、106、120の項)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条第1号、第2号イ、第2条第2号、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第12号イ、第3条第2号、第5号イ、第6号、第7号イ、第8号イ、第4条第1号、第2号イ、第5条第1号、第3号、第4号、第6号、第19条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第25条第3号イ、第5号、第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第4号、第5号、第6号、第7号、8号、9号、10号、11号、第44条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号※第20条、第49条、第53条については今後追加予定	(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条第1号、第2号イ、第2条第3号、第6号イ、第8号、第9号イ、第10号イ、第16号イ、第3条第3号、第6号イ、第7号、第8号イ、第9号イ、第4条第1号、第2号イ、第5条第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第12条の3第4号、第15条第4号、第19条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第25条第3号イ、第5号、第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第4号、第5号イ、第6号、第7号、第44条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号ニ、第59条の3第3号ニ※第20条、第53条については今後追加予定	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②	(80、82の項)(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条1号イ、ロ、第2号、第3号イ、ロ、ハ、第4号、第5号イ、ロ、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	(80、81、82の項)(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条1号イ、ロ、第2号、第3号イ、ロ、ハ、第4号、第5号イ、ロ、ハ第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第43条の2第1号、第2号	事後	
平成29年12月6日	I. 5. ②	田中 真次	宮本 和宏	事後	
平成30年3月1日	I. 4. ②	(別表第二における情報提供の根拠)：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」及び「市町村長」「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に下記が含まれる項・・・「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、83、87、88、93、97、106、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠)：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に下記が含まれる項・「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六條第一項(同法第百四十條第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八條第一項又は第百四十一條第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」(83の項)	事後	
平成30年3月1日		(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条第1号、第2号イ、第2条第3号、第6号イ、第8号、第9号イ、第10号イ、第16号イ、第3条第3号、第6号イ、第7号、第8号イ、第9号イ、第4条第1号、第2号イ、第5条第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第12条の3第4号、第15条第4号、第19条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第25条第3号イ、第5号、第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第4号、第5号イ、第6号、第7号、第44条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第49条第2号ニ、第59条の3第3号ニ※第20条、第53条については今後追加予定	(別表第二省令における情報提供の根拠)未制定	事後	
平成30年3月1日		(別表第二における情報照会の根拠)：第一欄(情報照会者)が「市町村長」及び「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)に下記が含まれる項・「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」・「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(80、81、82の項)(別表第二省令における情報照会の根拠)第43条1号イ、ロ、第2号、第3号イ、ロ、ハ、第4号、第5号イ、ロ、ハ第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第43条の2第1号、第2号	(別表第二における情報照会の根拠)：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に下記が含まれる項・「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(82の項)(別表第二省令における情報照会の根拠)未制定	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年10月31日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成30年10月31日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	I. 5. ②	宮本 和宏	健康保険課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月20日	I. 1. ②	<p>当市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>	<p>当市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務</p>	事後	後期高齢者医療事務においては、広域連合が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報についての情報連携を実施することになっており、現時点では市が同システムに接続する必要がないため。
令和1年12月20日	I. 1. ③	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システム ・千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システム ・取滞納システム ・千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 	事後	後期高齢者医療事務においては、広域連合が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報についての情報連携を実施することになっており、現時点では市が同システムに接続する必要がないため。
令和1年12月20日	I. 2	<p>(1) 資格情報管理ファイル (2) 給付情報管理ファイル (3) 保険料賦課徴収管理ファイル</p>	<p>(1) 資格ファイル (2) 賦課ファイル (3) 給付ファイル (4) 取滞納ファイル</p>	事後	
令和1年12月20日	I. 4. ①	実施する	実施しない	事後	後期高齢者医療事務においては、広域連合が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報についての情報連携を実施することになっており、現時点では市が同システムに接続する必要がないため。
令和1年12月20日	I. 4. ②	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に下記が含まれる項 ・「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」(83の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) 未制定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に下記が含まれる項 ・「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(82の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 未制定</p>		事後	後期高齢者医療事務においては、広域連合が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報についての情報連携を実施することになっており、現時点では市が同システムに接続する必要がないため。
令和1年12月20日	IV. 6 目的外の入手リスク	十分である		事後	後期高齢者医療事務においては、広域連合が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報についての情報連携を実施することになっており、現時点では市が同システムに接続する必要がないため。
令和1年12月20日	IV. 6 不正な提供リスク	十分である		事後	後期高齢者医療事務においては、広域連合が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報についての情報連携を実施することになっており、現時点では市が同システムに接続する必要がないため。
令和2年2月27日	特定個人情報ファイル名	<p>(1) 資格情報管理ファイル (2) 給付情報管理ファイル (3) 保険料賦課徴収管理ファイル</p>	<p>(1) 資格ファイル (2) 賦課ファイル (3) 収納ファイル (4) 滞納ファイル (5) 給付ファイル</p>	事後	
令和2年10月31日	II. 1. いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年10月31日	事後	
令和2年10月31日	II. 2. いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年10月31日	事後	
令和3年10月31日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	
令和4年1月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	削除	事後	
令和4年3月8日	I 個人情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	①実施しない ②記載なし	①実施する ②(情報提供の根拠) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 83, 87, 93, 119項 (情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の80, 81, 82, 83項	事前	
令和4年3月8日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)○ 接続しない(提供)○	接続しない(入手)の○を空欄 接続しない(提供)の○を空欄	事前	
令和4年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・収滞システム ・千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	・後期高齢者医療システム ・収滞システム ・千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	事後	
令和4年10月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 83, 87, 93, 119項 (情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の80, 81, 82, 83項	(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の82項	事後	
令和4年10月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)→空欄 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か→十分である	接続しない(提供)→○ 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か→空欄	事後	
令和4年2月6日	Ⅱしきい値判断、いつの時点 (対象人数、取扱者数)	令和3年10月31日	令和4年10月31日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	Ⅱしきい値判断、いつの時点 (対象人数、取扱者数)	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検[○]	内部監査[○]	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない